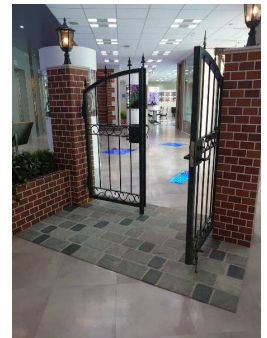


弊社提携企業様である株式会社セレコーポレーション様との研修を行いました！！



ワークスペースとベッドスペースが特徴のフュージョンタイプ。21㎡の物件を25㎡として使えるイメージです。

MyStyleVintageシリーズの門柱、門扉、ガス灯です。洋館のような佇まいが魅力的です。

賃貸住宅建築というものに真摯に向き合っている会社だと感じました。建替えをご検討のオーナー様はぜひアシストへご相談ください。オーナー様のニーズに合う提携企業様をご紹介させていただきます。

今回の内容は弊社ホームページ上のブログ記事に記載しております。ぜひご覧になってみてください！

URL : <https://www.chintai-assist.jp/blog>

インフォメーション

『相続税簡易計算』

税理士との提携により初回個別税務相談が無料となります。

- ・ 税理士法人 BAMC
- ・ 事業内容 相続対策や相続税申告、確定申告
- ・ ご相談事例
 - ・ 相続税がどれくらいかかるか知りたい
 - ・ 相続で揉めないためには何をしておいたらいい？
 - ・ きちんと資産の把握をしたい
 - ・ 所有の空家をどうにかしたい

現在までに数名のオーナー様にご紹介させていただいており皆様ご好評をいただいております。

ご参加のお申込み・お問い合わせは
右記までお気軽にご連絡下さい。
担当者(お問い合わせ先)
城南管理部：鈴木 琢也(スズキ タクヤ)
城西管理部：長谷川 貢義(ハセガワ タカヨシ)

ASSIST
株式会社アシスト

BAMC Business and Asset Management Consulting

ご存知ですか？
あなたの相続税額

- 初回面談 無料 ご訪問可能
- 相続時の手続きの流れは？
 - 相続税の申告納税のスケジュールは？
 - 相続税はいくらかかるの？
 - 具体的な相続対策を考えたい
 - 生前贈与はどのように行うの？

相続対策のご提案・相続税申告のお見積りまでの流れ

財産評価資料のお預かり → 相続税簡易試算のご報告(無料) → 相続対策のご提案・相続税申告のお見積り

BAMCには数多くの相続案件に携わった経験豊富な税理士が所属しています。相続対策・相続税申告は相続専門の税理士にご依頼下さい。

税理士法人BAMC

【本 社】〒104-0061 東京都中央区銀座7-16-14 8F 伊勢ビル5F

・ 城南管理部
東京都世田谷区三軒茶屋1-37-8-10F
TEL : 03-5779-7700
・ 城西管理部
東京都中野区中野2-18-5
TEL : 03-5328-8288

来年度もご活用いただける確定申告Q&A

本年度の確定申告はもうお済でしょうか？アシストへも沢山のオーナー様から確定申告についてご相談を頂きました。中でも「必要経費」に関するご相談をいただくことが多く、今月号のオーナーズアシストでは、来年度以降の確定申告でもお役立ていただける「必要経費」に関する情報をQ&A形式にてご紹介させていただきます。

Q 必要経費はどこまで認められますか？

A. 青色申告の場合はどんな支出でも実際に事業に支出した費用は、それぞれがきちんと記帳されて、事業のために使ったことが明らかなものについては必要経費として計上できますので、経費帳はできるだけ詳細に費用を分類して、それが何に使った費用かが分かるよう記帳することをお勧めします。

それぞれの経費がどこまで認められるかを一概に述べるのは難しいですが、青色申告であれば、光熱費であれ被服費であれ、また通信費も交通費も全て正確な記録に基づいた業務上の出費であれば、全額を必要経費とすることができます。これが白色申告では、家事関連費（自宅と業務の両方にまたがる費用）などは明らかに業務用のものでない限り半分以上を業務用に使っていなければ経費と認められません。その意味でも必要経費に関しては青色申告の方が断然有利です。

Q 自分でやった修理などの労賃は必要経費になりますか？

A. 事業主が自己に対して支払った金銭は必要経費になりません。それが維持管理のための労務提供であっても同じです。もちろん人に労務を提供してもらったときは相応の費用を支払うこととなります。そのときの労賃の算定は業務の質と量で異なりますが、軽作業ならアルバイト相場と同程度が妥当です。ただし、生計を一にする配偶者や子弟などに支払った金銭は、青色事業専従者でない限り必要経費になりませんので注意が必要です。

Q 自動車を車両運搬具として必要経費に計上してもよいですか？

（賃貸物件が離れたところにあり、巡回点検用に自動車を購入した場合など）

A. 自動車は減価償却資産ですので、法定耐用年数6年で減価償却をして必要経費に計上します。費目は車両運搬具でも簡単に車両でも問題ありません。ただし減価償却の際には注意点もあります。賃貸マンション・アパート経営の場合は、その経営規模や立地等の事情にもよりますが通常は個人使用と併用しているケースが多いと思われます。よって、併用する場合は按分して事業用の部分だけを計上するようにしなければなりません。また、その際の按分の基準は「走行距離」が合理的と考えられます。よく「半分ぐらい使うから50%」などとおおざっぱな例も見られますが、認められない可能性がありますので注意が必要です。

ご参考にしていただけるものはございましたでしょうか？

その他にもご質問がございましたらアシストまでお気軽にご相談くださいませ！

